

会津坂下町農山漁村再生可能エネルギー
導入促進基本計画

令和8（2026）年3月

会津坂下町

はじめに

この計画は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。）」に基づき、地域に潜在的に存在する未利用材等を燃料とする木質バイオマス発電の促進と併せて農林漁業の活性化を図るため、策定するものです。

農山漁村再生可能エネルギー法は、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業の土地利用等との調整を適正に行うことと併せて、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行うことにより、地域の活性化を図ろうとするものです。

令和8（2026）年3月

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

会津坂下町（以下「町」という。）は、福島県の西北にある会津盆地の西部に位置し、東部の東端を阿賀川、中央を旧宮川が貫流し、西部丘陵地の谷間をぬって只見川が北流し、東部平坦地は、豊かな水資源に恵まれた地域となっており、総面積は91.59 km²です。

土地利用については、田畑約38%、宅地約5%で残り約57%が山林、原野、その他となっています。

町の農林業を取り巻く環境は、従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、他の市町村と同様に厳しい状況にあります。特に林業は、木材価格の低迷や管理する所有者の高齢化が進んだこと等により事業者が町内におらず、長年にわたり森林整備が行われないことが、獣害の拡大や森林の荒廃が進む大きな要因となっています。

このような中、2024年12月、町内に地域の山林未利用材を中心として利用する木質バイオマス発電所が稼働を始め、これまで利用されずに山林に放置されていた未利用材などの新たな利活用が始まりました。これにより、林業への回帰や放置山林の管理利用、原木価格の底上げ、新たな雇用の創出など地域に様々な波及効果をもたらすものと考えています。

今後の木材需要に対応した木材生産の推進や木質バイオマス発電施設への燃料の供給体制を強化するとともに、さらなる町の未利用地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用し、発電事業から得られる収入の一部で農林業の健全な発展に資する取組を行うことにより、地域の農山漁村の活性化を図るものとします。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	登記簿地目	面積(m ²)	備考
河沼郡会津坂下町大字坂本字下平山甲1529-33	畑	778.00	木質バイオマス発電施設
同字下平山甲 1529-34	畑	909.00	同上
同字下平山甲 1529-53	原野	1,094.00	同上
同字下平山甲 1529-41	畑	909.00	同上
同字下平山甲 1529-52	原野	892.00	同上
同字下平山甲 1529-54	畑	495.00	同上
同字下平山甲 1529-32	畑	909.00	同上
同字下平山甲 1529-35	畑	750.00	同上
同字下平山甲 1529-40	雑種地	620.00	同上
同字下平山甲 1529-119	畑	126.00	同上
同字下平山甲 1529-36	畑	1.92	同上

同字下平山甲 1529-42	畑	905.00	同上
同字下平山甲 1529-31	畑	196.00	同上
同字下平山甲 1529-20	原野	909.00	同上
同字下平山甲 1529-23	原野	800.00	同上
同字下平山甲 1529-127	畑	172.00	同上
同字下平山甲 1529-183	宅地	2,272.68	同上
同字下平山甲 1529-129	宅地	1.66	同上
同字下平山甲 1529-62	原野	941.00	同上
同字西坂上乙 1872 番 1	山林	312.93	同上
同字西坂上乙 1875 番 1	山林	224.00	同上
同字西坂上乙 1874 番 1	山林	158.00	同上
同字西坂上乙 1873 番 1	山林	221.00	同上

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電施設の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	7,100kW	年間発電量約5,100万kWh (約1万7千世帯分の年間電気消費量)

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業者が地域内に賦存する未利用材等を、長期的かつ安定的に買い取るにより、間伐等の森林整備が進められ、中山間地域の雇用創出など森林整備の推進に寄与する取組 ・ 発電事業者が売電収益の一部を支出して、里山再生、獣害対策、環境保全に寄与する取組 ・ 災害時における電力供給等の支援協力 	<p>地域に潜在的にある資源の木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにします。</p>

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境との調和

地域の植生、野生生物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮します。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮をします。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間約5,100万kWhの発電及び7～8万トンの未利用材等の有効活用を図るとともに、地域の農林業の健全な発展に資する取組を行います。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、設備整備事業者は、毎年度、町が認定した設備整備計画の実施状況（「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の遵守状況等）を町に報告することとします。

目標が達成されない場合、必要に応じて、会津坂下町農山漁村再生可能エネルギー法協議会において、当該設備整備計画の実施状況について協議し、達成に向けて必要な改善策を講じるものとします。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、設備整備事業者の責任において、区域周辺の環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとします。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知します。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとします。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、発電設備の使用期間にわたって地域に存するバイオマスを主に活用するものであること、是正の指導に従うこと、町が実施する事業等に積極的に協力することなどの条件を付すこととします。

(3) 区域外の関係者との連携

町及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報供給を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

11 推進管理体制

事業者、地域住民、町等関係団体で「会津坂下町農山漁村再生可能エネルギー法協議会」を設置し、合意形成や事業の調整を図りながら地域の健全な発展に資する取組を推進します。

この協議会は、毎年開催するものとします。

12 計画期間

計画策定から再生可能エネルギー発電施設の稼働が終了するまでとします。